

# 「事業報告」監事に提出 乳用育成牛確保策を検討



理事八名、監事二名(一名欠席)の出席のもと、理事の過半数の出席を認め、岩竹重城代表理事組合長が議長となり、次の協議事項を審議し決定した。

## 協議事項

### 一 経理規程の一部変更

▼平成二十八年度税制改正により、経理規程の一部変更を決定した。この規程変更は、平成二十九年三月三十一日付とし、平成二十八年度決算から適用することとした。

### ■主な変更内容

①平成二十八年度の税制改正に基づき、平成二十八年四月一日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却の方法について、定額法を適用できるように条文を変更する。

②貸借対照表の表示を踏まえ、有形固定資産と無形固定資産の条文を分離。

③少額減価償却資産の条項を追加。

### 二 不良債権の貸倒償却

▼市乳債権(三十三万四千五百三十六円)並びに販売仮渡金債権(七十万円)において、自己破産等の理由により、その回収が困難となったため、資産査定要領、経営管理規程の定めに従い、平成二十八年度決算処理として、百三万四千五百三十六円の貸倒償却(直接償却)を決定した。

### 三 平成二十八年度事業報告の作成と監事への提出

▼理事会運営規則第七条の定めに従い、決算に関する事項の①事業報告書の作成、②貸借対照表、損益計算書及びその附属明細書の作成、並びに剰余金処分案の作成に関する資料を「平成二十八年度事業報告書」として、来る五月九日(火)から実施の定例監査会に併せて監事への提出を決定した。

### 四 平成二十九年事業計画及び収支予算(案)

▼平成二十九年事業計画・収支予算(案)の策定について審議し、第二回理事会での継続審議扱いとした。

### 五 第八次中期計画(案)

▼第八次中期計画(案)策定に向けての骨子を審議した。この計画には、若齢預託事業の創出に向けての課題を盛り込んでおり、これら審議を深めるため、五月二十日予定の生産委員会への諮問を決定した。

## 六 子会社・山陽乳業(株)の株式譲渡承認

▼二月二十八日開催の第十一回理事会では、「子会社・山陽乳業(株)の株式譲渡の件」を付議し、この協議の結果、譲渡先の二社に合計十三万株を譲渡し、株式の売却価額等の交渉は、組合長一任と決定していた。

▼この決定を受けて、代表理事等が二社と協議を行い、その結果を理事会に報告し、最終的に理事会での株式譲渡価額を決定し、二社への株式譲渡を決定した。以後、譲渡承認に併せての譲渡制限株式の譲渡スキームと日程に沿って、手続きにあたることを確認した。

## 七 平成二十九年度生乳需給安定対策(生乳計画生産)にかかる当組合の取り組み方針

▼次の二つの取組み事項を決定した。  
(一) 平成二十九年度生乳申告数量

生乳需給安定対策に係る全国情勢を踏まえ、生乳需給安定対策にあたることとし、平成二十九年度生乳受託販売計画数量は、生乳出荷組合員を対象に二月一日を基準日として実施した生乳生産基盤調査において得られた平成二十九年度生乳生産申告数量(積み上げ数量)の四万七千五百三十六トンに

対して四万七千五百トンと決定した。  
(二) 平成二十九年度生乳需給安定を図るための支援対応策は八項目と決定した。  
※詳細は十六頁に掲載。

## 八 平成二十九年度乳価構成等の設定

▼平成二十九年度乳価構成等を審議のうえ決定した。なお、酪農関連政策及び当組合固有事業等において新たな単価設定若しくは拠出が必要となった場合は別途協議のうえ決定することとした。  
※詳細は十五頁に掲載。

## 九 平成二十九年度衛生的乳質ペナルティ体系と使途

(一) 衛生的乳質ペナルティ体系  
▼平成二十九年度の「衛生的乳質ペナルティ体系」は、細菌数並びに体細胞数ともに平成二十八年同様の運用を決定した。

(二) 衛生的乳質ペナルティの使途

▼平成二十九年度で徴収したペナルティの使途は、①良質乳出荷対策、②生乳生産基盤強化対策の運用に充てることとし、この内容は、五月二十日開催の生産委員会に諮問し、改めて五月二十三日開催の第二回理事会に付議す

ることを決定した。  
※詳細は十四頁に掲載。

## 十 平成二十九年度酪農ヘルパー事業にかかる利用料金等の設定

▼平成二十九年度のヘルパー事業の実施において、補助事業及び基金からの補填が見込まれる状況にあり、平成二十九年度の酪農ヘルパー事業の利用料金、並びに酪農ヘルパー員に対して支払う委託料金ともに据え置きを決定した。

▼員外利用者に対する利用料金は、別途負担金を求め、この徴収は、平成二十九年度五月に一括請求し速やかに徴収する。

## 十一 平成二十九年度乳用牛群検定事業にかかる利用料金等の設定

▼平成二十八年牛群検定単独収入は、補助金等の減少から約五十万円の欠損が生じているが、牛群検定事業から得られるデータは経営改善、指導事業に欠かせないものであり、その観点から、平成二十九年度の乳用牛群検定事業に係る利用料金並びに委託料金ともに、前年度据え置きと決定した。  
▼員外利用者にかかる利用料金も前年同様に据え置きとした。

## 十二 一般社団法人広島県畜産協会の役員推薦

▼一般社団法人広島県畜産協会は、平成二十九年六月十五日開催予定の第五回定時総会において、役員選任議案を上程する予定にあり、当組合に対しては、理事一名の推薦を求める要請を受けた。

▼これに対して、現在、同協会の副会長である岩竹重城氏の推薦を決定した。

## ■報告事項

①第七次中期計画の取組結果  
②子会社・山陽乳業(株)の経営状況  
③平成二十八年生乳計画生産の進捗状況

④平成二十八年生乳増産強化奨励金の精算  
⑤平成二十八年衛生的乳質ペナルティの精算結果

⑥経営支援・重点指導対象組合員等の経営状況  
⑦事業活動における業務執行状況  
⑧定款・規約等諸規程集(第五集)の配布

⑨今後の会議等日程  
⑩豪州産乳用牛の輸入・供給事業への取り組み

⑪酪農経営体生産性向上緊急対策事業(働き方改革)